

東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会（第4回）

平成26年7月4日（金曜日）

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

## 午後 3 時 3 2 分開会

○次世代育成支援担当課長 お待たせいたしました。ただいまから、東京都子供・子育て会議第 4 回計画策定・推進部会を開催いたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。本部会に引き続き、本日は 18 時から全体会議を予定しており、長丁場になりますが、どうぞよろしく願いいたします。私は、本部会の事務局を務めます福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして、着席させていただきます。

最初に、お手元の配付資料をご確認いただければと思います。資料の 1 枚目に会議次第がありまして、配付資料の一覧を記載しております。資料の 1 から 11 に加え、本日の検討事項との関連で、参考資料として前回の部会資料である「地域の子供・子育て支援の充実」の資料を添付しております。また、事前に事務局から送付した資料について、溝口委員、駒崎委員から意見書が提出されていますので、お配りしております。なお、18 時からの全体会議の資料もあわせて配付させていただいておりますが、こちらは後ほどの会議で紹介します。

また、東京都社会福祉協議会から、委員の皆様に対して、「区市町村による利用者支援事業の実施に向けて」という冊子、こちらの冊子のほうのご提供がありました。本日の会議資料とあわせて配付させていただいております。

資料の不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、委員のご紹介ですが、資料 1 の委員名簿の配付をもって、かえさせていただきたいと思います。

本日の委員の出欠状況ですが、佐藤委員、福井委員、福田委員は、所用によりご欠席でございます。石橋委員におかれましては、遅れてお見えになるとのご連絡を頂戴しております。部会委員 25 名中 21 名のご出席をいただいております、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料 2 の事務局名簿と座席表の配付をもって、紹介にかえさせていただきます。

また、計画策定・推進部会の第 1 回から第 3 回までにいただいたご意見を、資料 3 により、検討事項別に取りまとめております。本日ご議論いただく予定の「妊娠期からの切れ目のない支援」については 5 ページ、「次代を担う子供達の教育、育成支援」については

10 ページ、「子育てしやすい環境の整備」に関しては 11 ページに記載しておりますので、適宜、ご参照ください。

なお、本会議は公開で行い、配付資料や議事録については、後日、都のホームページに掲載しますことを申し添えます。

この後、議事に入りますが、ムービー、スチールとも、カメラ撮影については、ここまでとさせていただきますので、カメラマンの方はご退室をお願いいたします。

それでは、この後の議事の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○柏女部会長 皆さん、こんにちは。梅雨のさなかに、また、慌ただしい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまから第 4 回の計画策定・推進部会を開催をさせていただきたいと思います。

今日は、取組事項の具体的な検討として、「妊娠期からの切れ目のない支援」、「次代を担う子供達の教育、育成支援」、「子育てしやすい環境の整備」、この 3 つを取り上げて議論をしたいと思います。「妊娠期からの切れ目のない支援」などにつきましては、実は 6 月 30 日に開催されました国の子ども・子育て会議において、行動計画策定指針の改定案が公表されましたけれども、その中でも、新たに行動計画策定指針に盛り込むべき事項として、切れ目のない支援というのはとても大切だというようなことが語られておりました。

その他、今日、議論になります、学童期、思春期から成人期に向けた保健対策、この充実ということについても、「健やか親子 21」の改定に伴って、策定指針の中に新たに盛り込むことを検討すべきだというようなことが策定指針の中で書かれております。東京都においては、これらを取組んで、事業計画と、それから行動計画、これを一体のものとして策定をするということを既に決めて、そして、それに取り組んでおりますけれども、国のほうでも、この行動計画と、それから事業計画、これについては、一体的に策定することも構わないという方針で臨んでおることがご報告されました。そういう意味では、今、計画策定部会の中において、事業計画に盛り込むべきことと、それから、行動計画に盛り込むべきことを一緒に議論をしていくという形になるかと思えます。今日は、そのうちの大きく 3 つということになりますが、次回、前回からの申し送りになっております「地域の子供・子育て支援の充実」、これについても、最初の「妊娠期からの切れ目のない支援」のところで、かなりかかわりがある部分ではありますので、この部分で議論をさせていただきたいと思えます。皆様方に、既に事前にお送りをさせていただいた議題の中でも、そ

のことが含まれておりますので、ぜひご意見を頂戴できればと思います。

それに入ります前に、まず、参考資料の下に添付されている委員からの意見書のうち、溝口委員からの意見書、これは前回の議論を引き続くものというふうになっておりますので、今日の検討事項の議論に先立って、委員のほうから手短にご説明をお願いしたいと思います。その上で、それを踏まえて、計画策定に事務局のほうで取り組んでいただくということにしたいと思います。それでは、溝口委員、恐縮ですけれども、2～3分程度、短い時間で申し訳ないですけれども、お願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○溝口委員 すみません。ありがとうございます。

資料1部だけなんですけど、横書きのものをお出ししています。カラーでつくったんですけど、白黒で大変恐縮です。本日の計画策定・推進部会の資料のほうの8/14ですか、第3回の前回の計画策定・推進部会のときに申し上げたことの補足資料として、すみません、大変な貴重な時間なんですけども、あと1分程度でお話しさせてください。

東京都認証保育所の制度のことになるんですが、実際は2万数千人の子供がいるということなんです。これ、東京の中では、今日の論点でもあります、妊娠期からずっと切れ目のない接続ということを考えましても、0・1・2歳児はかなりの数、入所をしているところでもございます。また、教育という観点からも、3・4・5歳児の子供たちもたくさんいるということでもございます。ですから、忘れられてはならない部分だということなんです。

前回、お話ししましたように、東京都認証保育所は、児童福祉法の59条というところの認可外保育所ですから、今回の給付の話には全く入っていないということですね。今後、もちろん東京都のほうでも会議の中で確認していきまされたけども、認可保育所、認定こども園等の給付の体系に入れるところは推進していくと。それから、小規模保育、特に認証保育所のB型に関しては、小規模保育への移行も可能だということなんですけども、どうしても東京のビルトインの中でやっている認証保育所ですとか、さまざまな形態のものがございいます。参酌する基準等を鑑みたときに、なかなか移行ができない場所もあるんじゃないかということでもございます。その場合、給付の認定は受けるんだけども、給付対象になるんだけども、給付がもらえないという形になってしまうということで、前回、こういった形を皆様がどういうふうにお考えになって、今後、どのようにそれを解消していただければいいのかということで発言させていただきました。発言した内容が多分わかりにくかったと思ったので、今日は、もう1枚、同じことなんですけれども、図示したものを作成し

てお分けいたしました。自分でつくってみたものの、余計わかりにくいんじゃないかという感じもしますけども、新 A 型と書いたところが東京都認証保育所の A 型、それから、B 型の場合、小規模に移るところもあるよ、それから、東京都認証保育所制度は今後も残るよというお話は都からもいただいております。ですから、国の制度からすると、余計複雑になってしまうんですが、認可保育所制度が残る中で、A 型に関して、0～2 歳児を 19 名以下の小規模、それから、小規模保育給付ですね。3～5 歳児のほうを都の単独事業として、現在の認可保育所制度にプラスアルファした形で今後もできないかというご提案を图示したものでございます。

今回の議論と直接関係ないようなんですが、実質は妊娠期からの切れ目のない施策ということを考えたときには、かなり重要な観点になるかと思っておりますので、補足して資料を出させていただきました。

すみません、お時間をとりました。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。前回、ご提出いただいた意見書の補足ということですので、特にご意見がなければ、事務局において受けとめていただくという形をお願いをしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最初に「妊娠期からの切れ目のない支援」について、議論をしていきたいと思っております。

事務局のほうから手短かに資料の説明をお願いいたします。

○事業推進担当課長 少子社会対策部事業推進担当課長の小竹と申します。よろしくお願ひいたします。では、着座にて説明させていただきます。

お手元のほうの資料は 4 でございます。資料 4 をお手元にお出してください。「妊娠期からの切れ目のない支援」ということで、妊娠・出産に関する支援施策についてをご説明いたします。

まず、左側に現状がございまして、ここには 2 つの調査の結果を載せてございます。1 つ目が妊娠期の課題と児童虐待の関連でございまして、平成 23 年度の児童虐待による死亡事例として、心中以外の 56 例（58 人）について、国が検証したところ、背景として、下記のような母の妊娠期の課題があることがわかりました。また、死亡した子供の年齢は、0 歳児が 43.1%で最も多く、そのうちの 44%が 0 日・0 カ月児でございまして、その事例では、9 割が実母による加害であり、8 割が医療機関以外で出産したというケースでござ

ざいまして、妊娠期と虐待の関連について、そのように報告されているところでございます。

次に、妊婦健診の受診・未受診の状況についてですが、ちなみに、東京都の平成 24 年度の妊婦健診の 1 回目の受診率は 90.1%ということになっております。

未受診妊婦の特徴ですが、この囲みの下に書いてございますのは、東京都の周産期母子医療センター等における、いわゆる飛び込み出産した妊婦 130 人から得たデータでございます。未受診妊婦の特徴としては、25 歳未満が 45.4%で、若年層の割合が高かったこと。また、半数以上が母子健康手帳を持っていなかった。受診前に行政とかかわりがあった事例は少なく、6%ぐらいでございましたが、出産後は、やはり行政からの支援が必要となるような事例でございまして、6割以上であったということです。

また、周産期の問題ですけれども、医療機関以外での分娩が3分の1以上でした。また、重症妊娠高血圧症候群が9.2%ということで、全分娩対象の調査では1.1%ですので、9倍ぐらいのリスクがあったということでございます。また、低出生児の率も、通常では9.5%程度のところが、24.4%ということの結果でございました。

下の課題でございまして、児童虐待の事例では、悩みを抱えた妊婦が誰にも相談できないまま出産し、殺害や放置に至っている事例が多く見られた。また、さまざまな理由によりまして、妊婦健康診査を受診しない妊婦は、妊娠期の健康管理が適切に行われていないため、出産にかかるリスクが母子ともに高いといったような課題が、この調査からわかったわけでございます。

右側の取組のところですが、東京都として取り組んでいくことが幾つか書いてございます。一番上が妊婦健康診査の受診促進ということで、インターネット広告や、薬局における媒体の配布等の普及啓発を今年度秋ぐらいから実施していく予定でございます。

次に、相談支援の強化でございますけれども、「妊娠相談ほっとライン」というものをちょうどこの7月1日から新しく開設いたしました。この資料4の一番後ろについているチラシに詳細が出ております。この相談窓口につきましては、交通広告（JRの窓上ポスター、地下鉄のドアステッカー）やリーフレットの配布により、広く周知してまいりたいというように考えております。

次の要支援家庭の早期発見・支援、また、子育てスタート支援事業の実施につきましては、資料が後ろについてございますので、そちらでご説明いたします。

先にちょっと論点のほうを述べてしまうんですけども、論点のところですが、母子保健

事業等、実施主体でございます区市町村において、妊娠中からの切れ目の支援を実施するために都が支援すべきことはどのようなことか。また、広域自治体としての都の役割を踏まえた上で、普及啓発や仕組みづくりなど、都として行うべきことは何かというようなことが論点なのではないかと考えまして、そういったことを踏まえまして、ちょっと続きの資料の説明をして、お聞きいただければと思います。

では、1枚おめくりいただきまして、次が東京都における母子保健事業の実施体制でございます。この図は、特別区や市町村が基本的母子保健サービスを実施しておりまして、そして、専門的サービスは、多摩の場合には都の保健所が実施するとともに、市町村を支援しているということをあらわした図でございます。

下のほうですけれども、区市町村に対しまして、都は広域的・専門的・技術的な支援をしております。区市町村に対しまして、母子保健の研修とか、さまざまな関係機関の調整、あるいは広域的な母子保健サービスの実施ということで、各種電話相談を行っているところでございます。例えば乳幼児突然死症候群に対する電話相談や、母と子の相談、女性のためのホットライン、不妊・不育ホットライン、そして、妊娠相談ほっとラインなどがございます。そして、あとは普及啓発をしているといったところでのこのような役割分担のもと、実施をしているというところがございます。

では、次の資料をご覧ください。次は、要支援家庭の早期発見・支援事業でございます。この事業は、区市町村が実施主体でございまして、補助の要件に合った区市町村に対して都が経費を補助するといったような事業でございます。

区市町村が行っている事業はどのようなものかといいますと、その下のほうに書いてございます区市町村における取組のイメージというところがございます。区市町村では、母子手帳の交付や乳幼児健診など、ほぼ全数の母子と会うことができます母子保健事業の機会を利用しまして、それぞれの場面でスクリーニングを行うことで、要支援家庭の早期発見を図っております。そこで必要な人には、下記にございますような子育て支援のサービスにつなげていくといったようなことが行われております。そしてまた、さらなる支援が必要なケースには、右の下にありますように、それぞれの区市町村の要保護児童対策協議会へつなぐといったような全体的な流れがございます。

それに対しまして、上のほうに書いてございますのが、こういった一連の流れを区市町村さんのほうでセットで実施した場合に補助しますというのが基本補助要件の部分でございまして、スクリーニングの実施とか、その後、カンファレンスを行う。また、協議会の

定期的な実施や、事業全体の効果検証の実施などの一連のものをやっていただくといったところで、補助要件ということになってございます。

さらに、その右側ですけれども、左の基本要件を満たした上で、下記の取組、その1から4番までの下記の取組を実施した場合には、補助をそれぞれで行うといったようなものの加算の補助要件というのもつくられております。

このような形で、区市町村の要支援家庭の早期発見の取組を都は支援しておるわけでございます。

では、次の資料をご覧くださいと思います。次の資料は、子育てスタート支援事業についてです。目的にありますように、要支援家庭の早期発見事業等で見つかりました妊婦、母児について、助産師等による相談支援やデイケア、ショートステイを行う場を設置することとした区市町村があった場合、その区市町村に対して都が費用の補助を行うという事業を子育てスタート支援事業といいます。

これまでも都は支援を行っておりましたが、本年度から、さらにその支援について拡充をしております。一つが、右の一番下にご覧いただけますように、施設整備補助の拡充でございます。施設の創設及び既存施設の改築等を行う場合の補助率が、従来は2分の1であったところを4分の3に上乗せをしております。また、さらに、そこでショートステイを行う施設の整備につきましては、さらに補助率を10分の10ということで、強力に支援していこうということを考えております。

また、右の事業内容のところにご覧いただけますように、専門相談員の配置、妊婦・母児デイケア、妊婦・母児ショートステイの実施等につきましても支援を拡充しているところでございます。このような、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制づくりを区市町村さんと連携しながら、その確立を目指しているというところでございます。

私からの説明は以上です。

○事業推進担当課長 続きまして、私、医療政策部の事業推進担当課長の八木です。よろしく申し上げます。

私のほうの説明いたします資料、右肩に資料5とある資料になります。私からは2つ、周産期医療体制と小児医療体制についてです。

向かって左側の周産期医療体制をご覧ください。現状ですけれども、低出生体重児、これは2,500グラム以下のお子さんなんですけれども、この割合、近年は横ばいということで、大体年間1万人ぐらい生まれている状況でございます。

その下、超低出生体重児の割合、こちらは1,000グラム未満と、大変小さなお子さんになりますけれども、こちらのお子さんの割合は若干増えている。大体年間300人ぐらい生まれているという状況でございます。

次、一番下になるんですけども、母の年齢別の出生数、35歳以上が増加傾向、最近の新聞報道でも母の年齢が上昇しているという記事がございましたけれども、30歳～34歳の区分に次いで、2番目に多く、35歳～40歳のお母さんの数が増えているという状況です。こういった中で、高度な周産期医療体制に対するニーズ、これが増えているというふうに認識しております。

次が、これまでの取組ということで、左下の枠をご覧ください。東京都におきましては、周産期母子医療センターなどの中核的な病院と地域の医療機関が役割分担と連携、これを進めることによって、リスクに応じた医療を提供する、この体制を都内8つのブロックで整備を進めているところでございます。その1つのブロックを示したものが下の図、1つの三角になるんですけども、一番上、ハイリスクに対応する周産期センター、こちら、名称、施設の中身としましては、NICU、人工呼吸管理等を必要とするお子さん、24時間体制で集中治療を行う、そういった設備を備えた周産期センターをハイリスクの妊産婦に対応する施設としまして、その下にミドルリスクに対応する周産期連携病院、また、通常分娩に対応します一次施設として、こういった形の3つの区分でピラミッドをつくっているところでございます。

この1つのブロックの中で受け入れ先が見つからないときなんですけれども、このとき、右側でございます周産期搬送コーディネーター、こちらは東京都の職員なんですけれども、他のブロックとの調整をしまして、他のブロックで受け入れを進める、こういった体制を築いているところでございます。

次、右側のほうへ行きまして、小児医療体制についてでございます。こちら小児人口なんですけれども、増加傾向にあるということ。その中で、小児科の医師数、こちら増加傾向に最近はあると。ただ、こちら、記載にないんですけども、小児科を診られる病院や診療所、これは減少しているという、そういった状況になっております。

患者の受療行動なんですけれども、夜間、休日の受診の需要、核家族化などの影響により、子供の病気に対する基礎知識が不足しがちなことから、体調変化が不安なため受診をすることが多くなっていると。こちらの状況につきましては、これまでの取組のところと含めてご説明をさせていただきたいと思うんですけども、初期救急医療、こちらが入院を必要

としない軽症者に対応する医療機関として位置づけをしておるところです。二次救急医療機関、こちらは入院を要する中等症の患者に対応する機関、三次救急医療、こちらは生命危機を伴う重篤患者に対応する医療機関として整備を進めているところなんですけれども、実際のその患者の受療行動を見ますと、入院を要する中等症に対応する二次救急医療機関、こちらに来る患者の9割以上は、実際には入院をしなかった。そういった患者が多くなっております。そうなりますと、患者の待ち時間が長くなったり、本当に重たい医療が必要な患者さんへの対応が遅れる、そういった危険性も出てきております。そういった現状認識がございますので、このピラミッドの下なんですけれども、子供の急病時に慌てないための対処法を周知するという目的で、普及・啓発等にも取り組んでいるところでございます。

記載はないんですけども、課題認識といたしましては、周産期、小児救急ともに、軽症から重症に対応する、そういった体制をつくっているところではありますけれども、実際の受療行動を見ますと、小児の二次救急の利用実態に顕著に見られるように、必ずしも役割分担に応じた使い方がされていないというような、そういった現状にあります。

多少のオーバートリアージはやむを得ないんですけども、継続的、安定的な運用のほうを考えますと、高次の医療機関に患者が過度に集中しないように、役割分担、医療機能の違い等を患者に対してお伝えしていく、そういった取組が、今後、必要になってくるんだなというふうに考えております。

私からの説明、以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど今、4時ですけども、30分ほど時間をとりまして、「妊娠期からの切れ目のない支援」について、意見交換をしていきたいと思います。前回の「地域の子供・子育て支援の充実」とも密接に関連する分野ですので、あわせてご意見を頂戴できればと思います。

なお、申し遅れましたが、駒崎委員から意見書が出されておりますけれども、今回の議題ですので、適宜、その事項の議論のときに、ペーパー等を活用しながらご発言をいただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

「妊娠期からの切れ目のない支援」についての中にあります東京都の取組の中で、「妊娠

相談ほっとライン」というものがあります。私、駒崎委員提出資料として、資料を提出させていただきますので、それをもとにお話しさせてください。その中段、この7月1日に開設された「妊娠相談ほっとライン」についてなんですけれども、これは非常に重要な施策だと思います。

先ほども事務局の方からご紹介があったとおり、虐待死というのは一週間に1回の割合で起きているわけなんです。一週間に1人の子供が殺されている。その半分以上が0歳、そして、その多くが0歳・0日で亡くなっている。つまり、生まれた瞬間に山に捨てられている、あるいはトイレに捨てられている、そういう状況が、そういう悲しむべき状況があります。それに対して、その理由というのは、やはり不安があったりだとか、あるいは望まない妊娠があったりだとか、そうした状況があるわけですね。ですから、妊娠期から相談に乗るというのは、子供の命を救うことにつながっているわけです。そうした意味において、この「妊娠相談ほっとライン」、非常に素晴らしい事業なのですが、ちょっとかなり残念な運用状況になっているというところで、お手元の妊娠・出産に関する支援施策の中で、この妊娠相談ほっとラインについても資料が入っています。どこかというと、資料4のこの末尾に「妊娠相談ほっとライン」のプレスリリースが入っていらっしゃるかと思います。電話相談とかの番号とか書いてあるんですが、これ、見てください。電話相談、受付時間、月・水・金、午前10時から午後4時まで、火・木・土、午後4時から午後10時まで、これ、何で曜日で受付時間が変わっているんですかね。これ、すごくせっぱ詰まって、妊娠しちゃった、どうしようとかといって困っていて、緊急に相談をしたいとかという人が電話して、何か火曜日だから午後10時までやっているけど、月曜日はやっていないとか、これ、何かすごく使いづらいというふうに思われませんか。僕はすごく使いにくいだろうなというふうに思って、何でこんな意味不明な運用を行っているのか、よくわからないということで、ぜひお答えいただきたいと思いますし、また、メール相談に何て書いてあるかと。ホームページ上の専用フォームに必要事項を入力して送信（返信には数日かかります）。何かすごく、何ていうんですか、せっぱ詰まって、今にも相談したいという人に、返信は数日かかるというふうに宣言しているというのは、これはすごいまずいシステムだなというふうに思います。

また、僕、たまたま、じゃあ、相談をしてみようと思って、あのフォームを使ってみたんですけれども、いきなり相談できないんですね。まずはメールアドレスを入れて、そこから返ってきたところにアクセスしてとって、すごく時間かかるんですね。ユーザービ

リティーとして、ぜひさまざまなウェブサービスを使っていただいてから、サイト構築していただけると大変ありがたいぐらい、ユーザービリティとしては最悪の水準のものです。また、極めつけがこのページにたどり着くまでに、東京都福祉保健局さんのページに行って、その下にある子供家庭のところに行って、さらに、その下の相談窓口のところに行って、そして、「妊娠相談ほっとライン」に行くという、何回も下に下がらなければいけなくて、非常に行きづらいんですね。

さらに、この URL を、じゃあ、打ち込めばいいかという、ここに書いてあるように、<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/ninshin-hotline.html> という非常に長いので打ち込まなければいけない。多分打ち込めないでしょうということなんですね。

昨今、多くの方々がスマートフォン等でウェブサービス、ウェブサイトアクセスしています。大体6～7割ぐらいがスマホ等の携帯機器からのアクセスというふうに言われています。が、このサイトはスマートフォン等には全く対応していないというような状況です。こうした相談サイトは、利便性を高めて、多くの人に利用してもらわないといけないわけなんですよ。でも、全くユーザーの視点というのは欠落しているわけなんですね。ですので、これ、直してほしいなというふうに思います。どうやって直すかという、このサイト、東京都のホームページの中に別にある必要はないので、別個に切り出して、スマホ対応をさせて、すぐ相談メールを気軽に送れるというようなものをつくれればいいと思うんですね。

電話相談に関しても、曜日によって電話相談を受け付ける時間が違うとかというふうにはしないで、ちゃんと全曜日を統一させて、夜間に関しては、民間の電話受付サービスというのがあるわけなんですね。取り次いでくれますので、そこで連絡先とかを聞いておいて、朝になったらかけ直すとかという形でもいいので、なるべく24時間対応させるということをしなさいといけません。でなければ、悩みを抱えた妊婦の方が、じゃあ、今にも、もうどうしたらいいかわからないから、じゃあ、自殺しようかみたいな話のときに、数日後にメールが行きますみたいなことをやっていたら、やっぱり人の命は救えないわけなんですよ。ここの紙のところに、この「妊娠相談ほっとライン」のウェブサイトのページを張ってありますけれども、何ていうんですか、ちょっと改善しがいいのあるサイトになっていますので、ぜひ都庁の方々だけでこういうことを考えないで、ウェブをつくっている会社さんもありますし、また、こうした相談サービスのノウハウがあるようなNPO等々

ありますので、ぜひ使う人の立場になったものをつくってほしいですし、これに関して修正等をしていただきたいなというふうに思います。そのつもりはありますかという質問も、あわせて質問したいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。では、質問への回答は、最後にまとめてお願いをしたいと思います。

では、ほかはいかがでしょうか。

○榊原委員 ご説明ありがとうございました。今、駒崎委員が言及された「妊娠相談ほっとライン」の件ですが、早速こういったものをつくってくださって、どうもありがとうございます。素早い対応に、まずは感謝申し上げたいと思います。

ただ、今、私も、駒崎委員のお話の間にじっくり見て、ああ、なるほどと思ったんですけども、妊娠で困って、せっぱ詰まって、つまり、産婦人科にも行けない、通常の保健センターにも行けない人たちがアクセスするのは、どういうニーズを抱えているのかというふうに考えると、少なくとも私が民間のこういうことをなさっている方たちから伺うのは、もう陣痛が始まってしまってどうしようと。親にも学校の先生にも言っていないんだけども、どうしようというような相談が夜間に多いというふうに聞いています。夜間になって世間が静かになったときに、より自分の不安が高まって相談したくなるというケースもあって、相談場所に困って、地域の深夜までやっているような保育園に電話をかけてくる方もいらっしゃると思いますので、ぜひ何らかの形で、やはり夜間とか、使いやすというようなサービスに発展させていっていただけたらなというふうに思います。

それと、せっかくやってくれるんですから、どういうケースが、把握できた範囲で、どういう地域のどういう年齢の方からどういう悩みの相談があったという情報を、匿名で結構ですので、集約した上で分析し、子供・子育て会議にも随時報告していただいてシェアし、じゃあ、私たちの取組としては、一体どういうものがさらに必要なのかというような、その見直しのサイクルにつなげていけるような、そういったような取組にも持っていていただきたいなというふうに思います。

これは質問なんですけども、これは東京の都民だけじゃなくて、どこからかけてきても相談に応じていただけるという窓口ということでのよいのかということ、1点教えてください。

それから、先ほど柏女部会長からもご指摘があったように、国のほうでも、今、妊娠期からの切れ目ない支援というところがまだ足りていないねという問題意識で議論をしてい

ます。そのとおりです。なぜかという、妊娠期からの支援が切れ切れだからです。切れ切れになっている、その切れ目のところで、落ちてしまって大変なことになっている人たちがあまりにも多い。最近では、あのネットシッターの問題などがありました。あれも10代のお母さんが、何とか2人の子供を1人で育てていたんだけど、預け先がわからなくて、ネットに頼って預けてしまった結果、起きてしまった事件であって、シッターの基準をどうしようというところが本当の解決ではないはずなんです。相談先もわからない。本当は要支援なんだけど、どこに行ったらいいかわからないような人をつくらないようにするためにどうしたらいいのか、そういうことも抱合したような妊娠期からの切れ切れでない支援をどうつくっていくのかという視点で、ぜひ進めていっていただきたいと思っています。

つまり、そのネットシッターのような事件であるとか、子供が所在不明児という問題が、今、大変大きくなっていますけれども、そういった問題が起きないようにすることがゴールであるというふうに見た上で、さらに何が必要なかということも、これも随時議論をしながら進めていくというふうにしていっていただきたいと思っています。その場合、要支援家庭の早期発見を図っていくということが大事であると指摘いただいたのはそのとおりなんですけれども、もう東京のような大都会で、核家族で、若い家族がどういうふうに支援に頼っていいのかわからないというような状況が多発しているような地域では、もうほぼほとんどの家庭が、子育て家庭が要支援状態であるというぐらいの認識で取り組んでいく。その上で、できるだけ要支援状態を早期に発見していくためには、どういった網の張り方が必要なか。国のほうで議論しているのが、例えばフィンランドのネウボラという組織のような、全ての親子を妊娠期からつかまえる仕組みを取り入れるということなんですけれども、一気にそこまではなかなか行かない中、そういったことが議論されているということも、ぜひ東京都としても念頭に置いて、進めていただきたいなというふうに思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重な具体的な実践例も交えてお話をいただきました。自治体によっては、マイ保育園をやって、マイ保健師というような制度をつくっているところもあるやに伺っておりますけれども、妊娠期から出産に向けての切れ目のない支援をしていく上では、大変な点ではないかと思っています。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田です。

「妊娠相談ほっとライン」はちょっと注目していて、どうやってご案内したらいいかな

なんて、ちょうど思っていたところなので、本当にありがたく思っています。ここが、この後、拾った人たちがどうなるのかなとか、匿名でもオーケーということではあるんですけど、ここから先がすごく大事なのかなというふうに思っているのも、もし、駒崎さんもおっしゃっていましたが、受付時間とかの制約とかそういうのは、結局、予算がないからなのかなというふうに思ってしまったらして、これは本当に大事だと思うところに、やっぱり厚くかけていくということがしていただけるといいかなと思います。どうしても、さっきのところにもありましたけど、市町村との役割分担とか、都の役割は何かというところのときに、ダイレクトにやれるものに関しては、少し初年度は踏み込んでやっていただいて、市町村に悪いからみたいな、そういう何か調整みたいなのはせずに、これに限らず、すごくやっていただけるといいなというふうに感じますし、私たちも、地域のほうで活動していると、思いがけない人と出会ったりはしますけれども、それは市町村の母子保健のところから本当に真剣に頑張ってくださいっているので、その安心があってこそ地域の予防的な子育て支援です。そこに、やはり小児医療の救急のところもそうだったんですが、救急車や夜間の大病院のところへ駆け込むみたいなことが起こるということは、やっぱり予防が足りていない。より、かかりつけ医であったり、それから地域が見守って、子供をしっかり把握するというか、いつも見ていて、何かいつもと変だなという体調変化に、自分の一番の見立てが自信がないというところにつながっていたり、いろいろなことで、やっぱりより高度な専門家のところへ駆け込む状況が本当に感じられますので、そこに行かないための予防ももちろん大事だし、そこから外れてはみ出てしまう部分、本当に網の目から落ちてしまうところにこそ、都が厚く手を出していくという役割があるんじゃないかなと思って、全ての施策に関して感じました。

こういう計画づくりをすると、5年間で体制を整えますみたいな感じで、ゆるゆると5年後にゴールみたいにするのが多いんですけども、ことしの赤ちゃんはことし大きくなるので、もうできる、やるとわかっていたものはどんどん、トライアンドエラーでも構わないのでやっていっていただけると、数年後にできますというのを私たちは待ってられないというふうに思いますので、ぜひこれは子供のところだけじゃなく、全体のところにおいて、子供にきちんと予算をしっかりとつけていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

○柘澤委員 柘澤です。各委員の方々のおっしゃるとおりだなと思いました。本当にほっとラインができたのはいいなと思うんですが、これは利用者が選ばなきゃいけない。かつ、不妊等に関する場合には、今度は違う電話番号で対応するというような形になっているというのも、これもいかがなものかなと。例えば消防署のいわゆる「#7119」のような形で、子育てに関しては、#の何とかという番号につなげれば、そこで一本で関係のところへつなげてくれるような、そういう体制がいいのかなと。そうすれば、この知識不足とかいうような形とか、何かが親がちゅうちょするかといったら、どこへ相談していいかわからない。かつ、電話してみたら、そこじゃなかったなというふうになると、そこでまた一歩遅れてしまう。

先ほど、榊原委員のほうからも意見がありましたが、現実事例を話すと長くなってしまっているので、あれなんです、うちの園にも、実は生まれて子供を、母親がいなくなってしまうと、父親である学生の父親から、ミルクのあげ方がわからないといって電話がありました。そんな形で、本当に生きているのか死んでいるのかわからない中で、どういうふうにやっていったらいいんだろうとか、逆に、その相談する学生からすると、虐待と疑われるかもしれないから名乗らない。何とかなだめすかしながら、もうじゃあ、保育園に連れてきてもいいから来いというような形で話をしたりもしていたんですけども、幸いにし、何とかそここのところはうまくフォローができて、子供にちゃんとミルクをあげていると言ったら、あげていると言ったら、いつつくったのと言ったら、朝つくったやつをあげているとかいうような形で話が出ているんですね。現実的に言うと、そういう形になってきてしまっているんで、まずは何とか電話をして、そここのところをつなげられる、安心できる部分を保障してあげることが大事かなというふうな形で思っています。何とか窓口の一本化ということで、その部分で、受けたほうがそここのところを選別するようなシステムにしていかないと、なかなか電話相談というのもうまく機能しないのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほか、「地域子供・子育て支援事業」の関係の時間がとれなかったということで、今回、入れておりますけども、何かそれらも含めてございましたら、なお、資料については、参考資料として、前回に配付したものをに入れてありますので、それも参考にさせていただいて、お願いをしたいと思います。

○小原委員 1点は、先ほどから話題の「妊娠相談ほっとライン」のことですけれども、まずかけやすいことも大事なんですけれども、これが必要な方たちが、こういったほっとラインがあるということを知る場面がすごく限定されているような感じがして、まずその人たちに知らせるのが難しいなというふうに感じています。そういう意味では、例えばすごくピンポイントに、例えば妊娠検査薬をつくっている会社であるとか、そういった売場にそういった掲示をすとかという、もう少し具体的に、ピンポイントでターゲットに近づけるような広報の仕方が大事なかなというふうに思いました。

それと同様に、子育てひろばとか、そういったところで、ちょっと話が変わりますけれども、妊婦さんも、少し出産がゴールではなくて、出産してから後のイメージがわかりやすいように、そういった保育園であるとか、子育てをしている子育てひろばで、そういった場面を見ることが大事だなと、日々、思うんですけれども、なかなかいろんな妊婦さん向けのイベントというか、企画を立てても、妊婦さんになかなか行き渡らない。何か妊婦さんたちの行動範囲と、もう子育てが始まった人の行動範囲というのが全然違うところにあるような気がしていて、なかなか妊婦さんに、やはり情報が行き届かないという課題があります。

ちょっと具体的にはわからないですけども、さっき言った、例えば「妊娠相談ほっとライン」であれば、妊娠検査薬のところにあつたら、私は絶対に見るんじゃないかなと思っただんですけど、そういったように、何かもう一つ、妊婦さんだったら必ず行くであろうところに、出産した後の情報が掲示されるような、何か切れ目ないという意味では、そういったものが必要なんじゃないかなと思いました。

○柏女部会長 とても大切な周知方法についてのご指摘をいただきました。

ほかはいかがでしょうか。

○松田委員 そうでした、前回、時間が足りな過ぎると言ったのは私です。すみません、ありがとうございます。

この中に入ってくるのか、ちょっとどこの項目かはわからないんですが、やっぱり今、本当に東京の課題は、アンケートをとっても、どの自治体でもそうだと思うんですけど、やっぱり外遊びの機会の減少というのがすごくあって、具体的に施策にするというのはなかなか難しいんですが、例えば東京都は都立公園を持っていますので、やっぱりそういうところが、どんどん子供が育つ家庭のところにより身近になっていくというようなことが、どこかに入っただけじゃないかなと思っています。世田谷はプレーパークの発祥の地で、

本当に意識しながら、そこにつないでいくということを、私たち、子育て支援拠点もやっています。なかなか室内にとどまりがちなところで、やっぱり保育園、幼稚園に入ると園庭があったり、外遊びの機会がとても得られるんですが、在宅で子育てをしている人たちが、なかなか親世代もそういう機会を得ないで育てている人たちもたくさんいるので、東京においての子育ての最大の課題は、多分体を思い切り使って遊ぶとか、何かのために遊ぶではなくて、遊びそのものが子供の育ちに大事なんだみたいなところで、もう少し具体的な環境整備が進んだらいいなというふうに、ただ、公園が欲しいという意味ではなくて、そんなふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。子供の育ちを支援していく、プレーパークあるいはプレーパークそのものについてのご意見を頂戴しました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○駒崎委員 母親学級について、ちょっと見直していただきたいというふうに思っております。私も子供が2人いますけれども、母親学級、両親学級、地元の区でやっていたのは行きましたが、基本的にやっている時間が、専業主婦家庭を対象にしていると思われるような時間帯でしかやっていませんでした。さすがに両親学級は土日にやってくれていたんですけれども、1回ぐらいということで、あんまりやっぱり使い勝手がよくなかったです。また、行ったんですけれども、できあいのビデオを見て、おしまいというようなことでした。希望者は、ああいう何か重い妊娠・妊婦さんの妊婦セットみたいなのを装着して、ほら、お母さんは大変でしょうみたいな感じで体験できるというのはあったんですけれども、ちょっともったいないなというふうに思いました。例えば、そこで父親がどのように子育てにかかわることによって、母親のストレスが減らせるのか、あるいは、育児というものは両親でやっていくものなんだというような、もっと質の高いコンテンツというものがあれば、父親の子育て参画のあり方というのはかなり変わるのではないかというふうに思います。

また、さらに、虐待の問題や、あるいはDVといったようなときに、こういった窓口があるんだよと。こういった支えがあるんだというようなことを啓発するというようなコンテンツがあってもいいでしょう。

さらに、喫煙、特に父親の喫煙によって、副流煙が子供たちの健康を害してしまうというようなことは多々あります。ホタル族でやっている方もいらっしゃいますけれども、し

かし、服についた副流煙を子供が吸うということによって、大きな影響があり、また、喫煙、副流煙によって、SIDS——突然死ですね——の割合は7倍に高まるというようなデータもあります。そうした状況、そうしたデータをきちんと伝えていき、父親がいかにして子供に相對するべきかということを知ってってもらおうということは非常に重要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ父親も対象にした、そして、働く母親も気軽に来れるというような仕組みにしていきたいなというふうに思います。

さらに、父親同士がそこで交流し合ったりだとか、コミュニティがつかれるような場というものもつくっていただきたいというふうに思います。

先ほど、榊原委員がおっしゃったネウボラ、これ、私もフィンランドのネウボラ、行ってまいりました。日本の保健センターとは全然違います。行きたくなるような温かい雰囲気があり、そこできちんと切れ目なく相談ができるというようなものになっております。しかし、日本の保健センター、足しげく通いたいと思わないとは言わないですけど、思いづらいような状況です。そこをもっともっと来てもらえるような仕組みに変えていくという意味においては、東京都もネウボラのことを専門的に研究され、そして、東京都の母子保健モデルというものを新たに生み出していきたいというふうに思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいか。

○溝口委員 ありがとうございます。ネウボラやいろんな話が出ていて、大変勉強になります。恐らくネウボラやいろんなところの考え方、根底に保護者は有能な教育者だという考え方があるんじゃないかと思うんです。要するに、何か私たち、保護者の支援をしていくときに、保護者がだめなので、我々が何かしなきゃいけないという観点に捕らわれがちなんです、実際は、恐らく保護者は有能な教育者だという観点から行われているんじゃないかと思っております。ですから、ピアカウンセリングのような、当事者同士がカウンセリングできるような仕組みであったり、そこにももちろん専門家が入るような仕組みが必要かと思っておるので、今度の後の議題にもなっていくんでしょうけども、家庭の教育力とかなんとかかというような話題になったときに、同時に、これ、地域、社会の教育力の向上というところもセットになっているはずだと思うんです。家庭を孤立させるんじゃなくて、家庭を社会化するような構造も必要だと思うので、例えば、今、ネウボラが出ましたけども、ニュージーランドのプレイセンターのように、母親自身が他人の子供を見ながら、自分の子供も見ながら、お互いがピアなカウンセリングをする中で、子育ての意識を向上

していくというような仕組みも必要じゃないかなというふうに思います。ですから、何だろう、もとに戻すと、言いたいのは、保護者は有能な教育者なんだよという観点も非常に重要なんじゃないかなということで、意見を申し上げます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

次のテーマに係る話題が出てきたところで、そろそろこのテーマについては終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○村上委員 先ほどのほっとラインに戻るんですけども、これの電話相談が 03 から始まっていて、コストの問題なのか、そういう東京都を意識させるために 03 なのか、技術的とか、何かコンプライアンスの問題があるかもしれませんけども、できれば、やはりフリーダイヤルでできるようなことを考えられればということです。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

簡潔にお願いいたします。

○清水委員 すみません、ありがとうございます。

今の関連でございますが、これ、今、緊急につくっていただいたということなんです、将来的に外国人の方を対象にしたとかということも視野には入れているのか、それは後でお答えいただければ結構なんです、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。ほっとラインに意見が集中をいたしましたけれども、幾つか質問も出ておりますので、今出されたご意見について、包括的に事務局のほうからご回答を手短にいただければと思います。

○事業推進担当課長 たくさんのほっとラインにつきましてご意見をいただきまして、ありがとうございます。実は、これまで都では、妊娠・出産に関する相談については、女性の健康ホットラインというところで、実は幅広い形で対応してまして、ただ、悩みを抱える妊婦の方がより相談をしやすいように、「妊娠」というのをちょっと出したので、どっちがいいのかなというのは、これからちょっとまた検証をしていきたいなというふうに思っております。

あと、そうですね、平成 24 年度の実績で、その女性の健康ホットラインが 448 件、年間にございまして、そのうちの 2 割程度、100 件弱ぐらいが妊娠相談に関する相談でしたので、そんなに件数的に多くないんじゃないかなというのは、ちょっとこちらとして認識

がございました。

あと、また、先行して相談事業を行っている自治体に聞いたところ、特に相談時間のピークの時間はないよという話も聞いておりましたので、都としては、さまざまなライフスタイルの人が相談しやすいように、既存のものよりも少し幅広い時間帯で、これまでの件数からもちよっと考えて、曜日で切り分けなどもしたわけでございますけども、今後、受付時間の拡大等につきましては、利用者の人数とか、あと要望とか、そういったものも踏まえながら、またさらに、フリーダイヤルとか、外国人対応とかにつきましても、ちよっと今後、検討していきたいなというふうに考えております。

また、メール相談について、返信には数日かかるというふうなことだったんですけども、急ぎの相談はぜひお電話でご連絡いただきたいというふうには考えているので、そのような記載になっているんですね。ただ、メール相談の場合は、すぐには返事ができないこともあるので、急ぎの相談については電話で連絡してほしいというようなことがわかるような、ちよっとわかりやすい言い方ではホームページには記載していきたいというふうに思っております。

このホームページ、検索サイトで「妊娠相談ほっとライン」と入れると、たどり着くこともできるのかなというふうに思っているんですけども、そうですね、福祉保健局上のホームページは、取り出してぼこんとウェブを出すのは、ちよっとセキュリティー上、難しいよというふうに最初にお話は聞いておりますので、そのあたりも、今後、検討していきたいと思っております。

モバイル版、PC版が一応ありますので、何とかスマートフォンの方も対応することができるのではないかなと思っておりますが、やはりさらなる利便性の向上を踏まえまして、今後、検討していきたいというふうに考えております。

あと、先ほどご質問がございました、情報を分析することにつきまして、たまりましたら、その都度、進めていきたいというふうに思っております。

原則、一応都民というふうにはしているんですけども、やはりかかってきた場合は、断れないなというふうにも考えておりました、他県の状況も聞きますと、やはりいろんなところからかかってきているということですので、そのように対応していきたいというふうに思っているところです。

周知の方法ですけども、先ほどの資料4のところちょこっただけ書かせてはいただいております、受診促進のところで、インターネット広告や薬局における媒体の配布とい

うようなことが書いてございます。先ほど、まさに私どももそういうふうを考えておりました、妊娠の検査薬をもらった方に対して、この周知の何か紙みたいなのを入れるといいなということで、ぜひこのあたりも、この秋から進めていきたいというふうには思っております。

この妊娠相談の名前、利用時間帯とかにつきましても、広域自治体の強みを生かして、そちらに書いてございますように、JRの窓上ポスターとか、地下鉄のドアステッカーなど、周知をしていきたいというふう考えているところでございます。

あと、両親学級、母親学級は、基本的には区市町村の事業なんでございまして、ちょっと都としてはあれなんですけど、ただ、母親学級のほうでは、一応たばこの害とかについて、幅広く伝えているのかなと思います。確かに、両親学級のほうは土日で開催しております、非常に人気が高くて、それぞれの自治体でいろいろ工夫をして、お父さんにも納得していただけるような、沐浴だったりとか、あと先輩ママが赤ちゃんを連れてきて、一緒にだっこしたりとか、いろんな取組をして、工夫をしていると思いますので、これからもそのような形でやっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

ネウボラのようなものにつきましては、先ほどご説明した子育てスタート事業で、確かにちょっと全員はということではないのかもしれませんが、区市町村が必要と感じた方につきましてはの妊娠・出産の時期の相談については、今のところ、対応していこうというふう考えているところでございます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。この問題、分野では、新しい事業の提案というよりは、既存のサービス、あるいは始まったばかりのサービスの利用方法、あるいは周知方法、実施方法や内容の改善、そうした既存の事業そのものを見直していくという視点が、かなり意見が出ていたように思います。

もちろんそれ以外にも、プレーパークそのものを政策の中に取り入れていくべきではないかといった意見や、あるいは、ネウボラやプレイセンターなどの外国の実践事例のエッセンスを取り込んでいくべきではないかといったご提案もございましたけれども、こうした点を参考にしていただいて、事業の検討をお願いをできればと思います。ありがとうございました。

それから、全ての事例に言えることですがけれども、検討できる時間が限られておりますので、もしもご意見が、このあと帰って、ああ、これがいいと思うものがありましたら、

ぜひメール等で事務局のほうにお寄せいただければと思います。

続いて、2点目ですけれども、「次代を担う子供達の教育、育成支援」について議論をしていきたいと思っておりますけれども、まず、これについて、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきたいと思っております。教育庁総務部教育政策担当課長の荒川でございます。座ったまま、説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。今、テーマとして、「次代を担う子供達の教育、育成支援」についてというテーマをいただいておりますが、特に、私ども、その中でも本部会に関係があります家庭の教育力の向上について、教育の分野から、どのような取組を今、行っているかということの説明をさせていただきたいというふうに考えております。

その前に、恐れ入りますが、お手元の資料6の3枚目をご覧くださいませでしょうか。東京都教育ビジョンというものがございます。これは地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律——地教行法に基づきまして、各地方公共団体は、その地区の実態に応じて、教育振興基本計画を作成することに努めなければならないという法律がございます。この法律に基づいて、東京都の教育振興基本計画として策定したのが東京都教育ビジョンでございます。これは、平成25年3月に策定したものでございますが、これから先、平成29年度までの5年間の教育に関して、どのような施策を立てていくかという計画を盛り込んだ内容でございます。大きく6つの柱、10の取組の方向、23の主要施策に分けてございます。

6つの柱でございますが、一番左にありますように、知、徳、体、学校、家庭、地域・社会という6つの柱でございます。10の取組の方向については、そこに白抜きで書いてあります1～10の取組の方向でございまして、それに伴いまして、その右側にあります24の主要施策がございます。

今回、ご説明をさせていただきますのは、その中で9にございます、点線の丸で囲んでありますが、柱という家庭、9、家庭の教育力向上を図るといったところについて、特化してご説明をさせていただきます。

また、なぜ、この家庭という柱をつくったかと申しますと、平成18年に教育基本法が改正されまして、この改正の中で、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」等につい

て、新たに規定をされたということがございますので、家庭及び地域・社会について、東京都教育委員会でも柱立てをしたといった背景がございます。

それでは、お手元の資料の1枚目にお戻りいただけますでしょうか。まず、子供たちを取り巻く現状でございますが、平成23年度のインターネット都政モニターアンケートによりますと、特に家庭環境が「悪くなった」もしくは「どちらかという悪くなった」という回答をした割合が50%を超えております。

2番目にありますように、子供たちが社会のルールや守れない原因について聞いたところ、「悪い行為をしたときに、子供を叱れる保護者が減っている」というのが90%を超えております。さらに、「正しいルールやマナーが身につけていない大人が増えている」といったものも9割に近い数字が残っております。そのほか、「地域に他人の子供でも叱ってしつける大人が減っているから」等々が続いているものでございます。

こうした現状がございますので、東京都教育委員会といたしましては、2枚目を見ていただけますでしょうか。2つの課題を設定しております。1つは、保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするために、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。もう1点は、児童・生徒の健全育成上の課題を早期に発見・対応し、立ち直りを図るためには、当該児童・生徒への対応とともに、その保護者への支援を教育と福祉の両面から行う必要があると。

この2点の課題に即しまして、東京都教育委員会として具体的な施策を掲げているのが、その下にあります1から3番でございます。これは平成26年度の施策でございますが、順に説明をさせていただきますが、1つ目といたしまして、地域における家庭教育支援活動の促進ということで、地域の実情に応じまして、乳幼児期からきめ細かな家庭教育支援活動を促進するために、区市町村における支援人材の育成、地域人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供の取組を支援するというところで、平成26年度につきましては、11の区市で支援人材の育成等を実施しているところでございます。これにつきましては、区市町村の取組の拡充をしていくことが、今後の課題として挙げております。

続きまして、広域的な家庭教育の啓発ということで、啓発をするための資料を作成いたしました。保護者に配布しております。2種類の資料を作成しておりますが、1つは0歳児保護者向けの資料でございます。母子健康手帳の配布、健康診断、乳児家庭訪問等の機会を利用いたしまして、0歳児の保護者にこの資料を配布いたしましたところでございます。

また、小学校の生活に向けて生活リズムを整えて、生活習慣を身につけるためにどういうことをしたらいいかというのを、教材を作成いたしまして、入学説明会というのをやりますが、そのときに新小学校1年生の保護者を対象に配布したものでございます。

○柏女部会長 申し訳ありませんが、ちょっと時間の関係がありますので、手短にお願いいたします。

○教育政策担当課長 はい。この資料を活用して、継続をしていきたいと思っております。

3点目でございますが、「家庭と子供の支援員」等を小・中学校に配置するといったものでございます。「家庭と子供の支援員」と「スーパーバイザー」の違いは、「家庭と子供の支援員」というのは、どちらかというとな身近なところにおいて、教員と一緒に家庭訪問を行い、アドバイスを行う方でございます。「スーパーバイザー」というのは、どちらかというとな専門的な助言を行う弁護士とか、医師とか、臨床心理士でございます。平成26年度は、小学校135校、中学校96校で実施をしているところでございます。これについても、一層の充実が課題となっております。

説明は以上でございます。

○柏女部会長 手短にお願いいたします。

○青少年課長 青少年・治安対策本部青少年課長の野村でございます。よろしくお願ひいたします。座りまして、失礼いたします。

資料は7を用意しておりますが、この資料につきましては、当本部が行っております青少年施策全般の概要を示したものになっておりまして、本日は時間も限られておりますので、次世代育成支援行動計画懇談会での過去のご議論を踏まえまして、ひきこもりの若者や、そのご家族への支援施策についてのみ集中して、ご説明したいというふうに考えております。

都内のひきこもりの実態といたしましては、平成19年度に都が行った調査によりまして、義務教育修了後の15歳～34歳までの若者で、ひきこもりの状態にある者は2万5,000人というふうに推計しております。ひきこもりの問題と申しますのは、個々の家庭で抱え込みがちでありまして、ひきこもりの状態にある本人を支える家族にも非常に大きな負担がかかりますので、都といたしましては、ひきこもりの本人自身、及びその方を支えるご家族の両方を支援する取組を進めております。

3点ご説明いたします。その資料で言いますと、右側の(2)自立支援の1つ目の丸のひきこもりなんですけれども、若干このポツとは対応しておりません。1つ目に、「東京都

ひきこもりサポートネット」事業というものを委託運営しておりまして、電話や電子メールでの相談を受け付け、ひきこもりから脱するための助言や関係支援機関の紹介をしております。匿名で何回でも相談できる事業でございまして、平成 25 年度には、電話の相談件数が延べ 3,808 件、電子メールでの相談が延べ 1,359 件ございました。ひきこもりのご本人からの相談状況につきましては、電話は 35%にとどまっておりますが、電子メールにつきましては、本人からが約 65%を占めておりまして、今後もスマートフォンの普及等を背景に、パソコンメールによるものが増えていくと思います。ひきこもりという問題の性質から、本人から相談を受けるとか、本人に対するアプローチが非常に難しいところではございますが、その中で電子メールによる相談というのは、本人との接触を効果的に行えるツールというふうに考えております。これが 1 点目です。

2 点目が、この相談事業を拡充する形ではございますが、本年 6 月から、都内の全 62 の区市町村の協力を得まして、ひきこもりの家族等への訪問相談、いわゆるアウトリーチというものを開始しておりまして、ひきこもりの若者への直接支援を展開しております。ひきこもりの若者やそのご家族の希望を直接聞き取りまして、適切な関係機関へ引き継ぐ、または、ご本人が着実に早期に自立と社会参加をなせるような支援を目指しているところでございます。

今、区市町村のことが出ましたけれども、都内全区市町村には訪問相談の一次受付窓口を担っていただいております、区市町村のひきこもり相談支援体制の整備につきましては、都から補助を行って支援してまいりたいと、支援している状況にございます。これが 2 点目です。

最後に、3 番目の施策としまして、ひきこもりの若者やそのご家族の支援に当たり、支援のスキルが高い NPO 法人等の支援団体の協力を得ることも非常に必要でございますので、ひきこもりの若者支援に取り組む NPO 法人等の確保・育成を行っております。現在、14 の団体が、ひきこもり等の若者支援プログラムという都のプログラムにのっとりまして、協力団体として活躍して活動していただいております。

以上、3 点が、直接ひきこもりに対応する施策でございますが、それ以外に、就労のつまりきでありますとか、人間関係の悩み、漠然とした不安と孤独を感じている若者の悩みを受けとめて、問題の解決に向けて助言をする、総合相談なんです、東京都若者総合相談「若ナビ」という名前で事業を運営しておりまして、この「若ナビ」におきましては、ひきこもりに限らず、広く若者の悩みの早期解決を図っているところでございます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。この部分は、いわば次世代の行動計画に当たる部分になるかと思います。したがって、次世代計画の懇談会というのが毎年開かれておりまして、毎年、この施策の進捗状況を聞きながら、どういう点に課題があるのかということで、松田委員も一緒に参加をしながら、議論をしておりますけれども、その中で、このひきこもりなどは大きな課題として、毎回、議論をされておりますので、その議事録もぜひ事務局のほうでは参考にしていただいて、施策に生かしていただければと思います。

では、何かございましたら、5時ぐらいまでをめでに考えていきたいと思いますが、どなたからでも結構です。

○市東委員 民生委員をしております市東と申します。

ひきこもりについてなんですけれども、今、15歳～34歳とお話がありましたけれども、最近、思いますことは、小学校の不登校、そのまま中学校の不登校、そして、その後のひきこもりというか、中学校も一日も行かず、高校生になっても外へ出られないというようなひきこもりの方々を地域で非常によく見かけます。小学校の高学年から学校に行かなくなってしまった子供たちをどうやって救っていくのかということが課題と考えています。私ども、学校訪問に伺うのですが、先日も中学校でお話が出たのが、スクールソーシャルワーカーの方たちの支援がとても大切だということです。

スクールカウンセラーというのは各学校に今ほとんど見えていまして、子供たちのとてもいい相談相手になってくださったり、保護者に対する支援もしてくださったりして、助かっております。ソーシャルワーカーがなかなかまだ小学校には配置されていない。そして、中学校も何校かでお一人というような、人材不足の状況が見受けられます。スクールソーシャルワーカーが、なぜ、私たちにとってとても助かるかといいますと、直にその不登校になっている子供のお宅に伺って、そして、もう絶対に中にいるのがわかっているので、トントンして、出てくるまで、面接ができるまで何回も通うと。その後、私ども民生委員のほうに来てくださって、「今、こういう状態です。すぐには私どもと顔が一緒にならないかもしれないけれども、折に触れ行ってください。」ということを言われますので、民生委員のカードを持って伺います。何回か行くうちにカードもたまりますので、あちらもちょっと気を許してくださって、話ができるようになる家族もあります。そのように、スクールソーシャルワーカーの動きがとても大切ですので、ぜひ、私は、人員を少しでも増やしていただきたいと思っております。

そして、もう一点ですが、大阪の池田小学校の事件以来、閉ざされた学校にするのか、それとも、地域力を学校にということで、開かれた学校にするのかという議論がありますが、開かれた学校にしようということで、学校経営協力者などの役を私たち民生委員が受けております。その後、学校の放課後子供の遊び場づくりだとか、それから、きのうも行って来たんですけれども、ふれあい給食といって、近所の高齢者を学校にお誘いして、一緒に食事をしているというような、そういうちょっと細かい事業などもやりながら、地域と子供たちをつなげていこうとしています。しかし、やはり何というんでしょう、1年間でその学校に来るボランティアが延べ1,000人という学校でも、そのような取組を大事に大事にしていかないと、一番長いところでは十四、五年たちますから、最高年齢の方はもう八十五、六です。その方たちが、寒い朝、暑い朝にパトロールをしてくださったりしているんですよ。次の世代を育てないと、その方たちがだめになったときには、これが崩壊してしまうのかと思うような危機感もありまして、やはり地域力というのは急にできるものではないというのが実感です。目には見えませんが、やはり地域力というのは大事だなという思いがあったので、次世代育成に関連してお話をさせていただきました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重な実践報告をいただきました。後者のほうのテーマは、次のテーマであります「福祉のまちづくり」のところにも深くつながることだというふうに思いますので、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○溝口委員 すみません、手短に、ちょっとわからないところがあるものですから、教えてもらいたかっただけなんですけども、一番最初のご説明の家庭の教育力の向上なんですけども、僕、今日の説明を聞くまでは、家庭の教育力って、子供の認知力だとか、問題解決能力であるだとか、人が人の気持ちをわかるような力のことなのかなというふうに、生涯の人格形成を鑑みたときは考えていたんですが、今日の説明を聞いたら、しつけのことなんですか、家庭の教育力って。じゃあ、そのしつけって、一体何を提示なさっているのかをちょっと教えていただきたいと思っています。

それから、ついでで、②の子供たちが社会のルールやマナーを守れない原因というのが、これ、問題は、この横の右の四角に書いてあるように、「家庭の教育力の低下により、子供たちが社会のルールやマナーを守ることができなくなっている」と考える状況がある」と考える都民が多いというのが問題なのか、そうじゃないのか、教えてもらいたいと思ってい

ます。というのは、②の左側の括弧書きの中の「悪い行為をしたときに、子供を叱れる保護者」が増えれば、これは家庭の教育力の向上になる。「正しいルールやマナーが身につけている大人」が増えるならば、家庭の教育力の向上になるというふうにお考えになるのかで、この後の施策が全く変わってくると思うんです。ですから、ちょっと家庭の教育、しつけという問題なのかどうなのかを教えてくださいたいと思っております。お願いします。

○柏女部会長 では、後で、いわば定義や、それから評価指標の問題になるかと思いますが、後で手短にご説明をしてください。

○榊原委員 ありがとうございます。ひきこもりのことを取り上げてくださって、ありがとうございます。

実は、私、メディアとして、ちょうど5月に「ひきこもる 40 代」というタイトルの連載をしました。40代のひきこもりがどうも増えているらしいと聞いて、調査と、それから報道をしたんですけれども、実態がわかっていない。だけど、とても日本的な現象であるということだけははっきりしました。内閣府も数年前にサンプル調査を1回しただけで、でも、全国に恐らく70万ぐらいの人がいると。

この定義も、15歳～34歳ぐらいまでというのが一般的なんですけど、もはや、もうこの枠におさまらない、40代が実は一番多いんじゃないかというふうに見られているというふうに、別の調査で聞いています。そういう意味で、どこまでをその範囲とするか。特に次世代育成とか、子育て支援とかといったときに、どこまでを範囲とするのか、なかなか悩ましいと思うんですが、子育てのゴールを子供たちの社会的な自立というふうに位置づけるならば、このひきこもりの問題も、極めて日本的な子育ての問題として位置づけるというのは正しいなというふうに思っています。

その場合、東京都も34歳で切らないで、その先についても見ていただく必要があるというのは、今、40代になっている人たちが、その小学校、中学校ぐらいからの不登校で、どこにも助けを求めることができず、家庭だけで抱え込んで、どこに相談に行っても、親のしつけが悪かったとか、自分で何とかしなさいと言われて、挫折して、親も子も疲れ果てて、こもっていると。私たちも取材すると、80代の親御さんが、自分の年金が切れ、自分が死んだときにこの子はどうしていくんだろうとあって、今、その後のことで頭を悩ませ、そのためのセミナーが反響を呼んでいるというような事態が起きている。つまり、これは核家族の家庭の中で、母子カプセル型の子育ての行き詰まりを、1つ、端的に見せている現象ではないかなというふうに思っています。家庭に子育ての責任があるのは

当然なんですけれども、家庭が責任を負うというふうに言い切って、社会や地域が手を引いてしまった中で、家庭だけで行き詰まっていると。その中でこんなことが起きてしまっていて、助けを求める先がないというのが、この数字の裏側にある現象だというふうに思っています。

じゃあ、どこから解きほぐしていくのかというときに、市東委員がご指摘なされたような、そのスクールソーシャルワーカーというのは、私も大変有効な取組の1つだと思います。スクールソーシャルワーカーというのは、つまり、子供が全員、義務教育には来ますので、全ての家庭と触れ合うことができるという意味で、そこでソーシャルワークとしてかかわるといのはとても意味があるというのが1つ。なので、学校から排除された子供たちのその後をフォローする人というふうにも位置づけさせていただきたいなというふうに思っています。学校は、実は排除した後、フォローしていないんですね。大変なことになっていても、どこももうフォローしなくなっちゃっている。そこも見るとソーシャルワーカーと位置づけたい。

あと、地域に高齢者のためのソーシャルワーカーはいるのに、子供のためのソーシャルワーカーが日本にはいないんですね。高齢者のためのソーシャルワーカーというのは、ご存じのとおり、地域包括支援センターのケアマネなどですけれども、子供のほうのソーシャルワークをできる人が本当は必要とされている。それがフィンランドではネウボラであるということを取材してきて、学んできた次第ですけれども、そういった目線も含めて取り組んでいただきたいなというふうに思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

○駒崎委員 ありがとうございます。主に2つありますが、1つが、家庭の教育力向上についてです。僕も溝口委員のご意見に賛成です。何が問題になっているのかという定義がすごく曖昧だなと思っています。例えば②の子供たちが社会のルールやマナーを守れない原因で、子供たちが社会のルールやマナーを守れない原因は何だと思うか。守れないことが何か前提になって聞いているという、これはバイアスかけている質問ですよ。それで、悪い行為をしたときに子供を叱る保護者が減っているみたいな、何かこれ、誘導質問ですので、統計的にちょっと信憑性がないんじゃないかなと思っています。それで、それが家庭の教育力の低下で、だから、子供が社会のルールやマナーを守ることができないみたいなロジックを立てているんですけど、ちなみに、子供による犯罪、児童犯罪件数って減っていますよね、全国的に。それとの整合性ってどうとるんでしょうかね。そういう何かエ

ビデンスに基づかないイデオロギーだけの政策って、税金の無駄ですし、子供にとっても有害なので、ちゃんとそこはしっかりとエビデンスをとって、本当に何を子供が必要としているかという子供の目線を持って、政策をつくっていただきたいというのが1点。

2点目、これ、教育の問題が出たので、ぜひこの東京都教育ビジョンの主要施策の中に入れていただきたいのが、いじめの問題です。ちょっと資料をつくってきました。全部読むと大変なので、かいつまんで話しますね。いじめ対策について、ぜひ真剣にこの場でも取り組んでもらいたいと思います。主に4つやってもらいたいです。

1つ目、子供たちが相談しやすいような環境でつくってください。特にチャイルドラインとかあるんですね。子供向けの相談に乗る電話相談とか、いじめ相談ホットラインとか、きっとあると思うんで、それを知れる機会というのがやっぱり必要なので、カードをつくって、小学生の連絡ノートの中に入れておくとか、そういうような知れる場、知れる機会というのを増やしてほしいというのが1点。

2つ目、調査とかをしっかりとやってほしいですね。匿名での「いじめアンケート」というのを、子供が自殺したりすると緊急アンケートみたいにやるんですけども、そうじゃなくて、定型的にきちんとアンケートして行って、ちゃんと未然に自殺とかにつながるような形にデータをとってもらいたいというふうに思っていますし、それが東京都全体で集まれば、かなりの統計的有意な研究ができますから、そうすると、どのような施策がきいて、どういうふうに施策がきかないかみたいなこともわかってきますので、ぜひそういったデータをきちんととって行ってください。

3つ目、性的マイノリティ等、いじめハイリスク層の子供たちがいます。僕の友人もLGBT なんですけれども、小さいころにそれが原因でいじめられて、自殺しかけました。やっぱり子供、ちょっとそういう意味では残酷なところもあります。けど、そうした子たちをハイリスク層なのであれば、未然にその子たちに対してケアというのはできるし、また、それを支えるような体制というのはつくれるはずなので、いじめられやすいような、発達障害の子とか、マイノリティの子とか、そうした子供に目くばせできるような体制というのをぜひつくってもらいたいというふうに思いますし、そうしたことを先生がきちんと知れる。先生もLGBTに対する知識とか、やっぱりまだまだあんまり持っていらっしゃらない方も多いので、ぜひ研修していただきたいというのが3つ目。

そして、最後、教師の仕事量の増加の問題ですね。教師が、やっぱり事務的な仕事に追われてしまって、なかなか子供に相對せないというような状況があります。それがいじめ

を見逃してしまったりということにつながっていく。あるいは、ちょっとしんどい親となかなかつき合わないとか、あるいは、踏み込まないとかということにもつながってってしまうので、事務量を減らすような工夫というのをぜひ進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

○安念委員 青少年の犯罪について申しますと、これはもう統計資料が幾らでもあるのに、神話で語るというのは非常に危険です。青少年の凶悪犯罪が最も多かったのは戦後の数年間、つまり、戦前の道徳的だったはずの教育を受けた人々に最も多かったのです。長期的に言いますと、その後、一貫して減っております。恐らく他の先進国と比べても、桁が違うぐらいの違い、つまり、人口 10 万人のその有数当たりの凶悪犯罪というふうに考えますと、恐らく桁が違うと思われれます。もちろんアメリカと比べたら、もう言うまでもありませんが、顕著に低いです。だんだん下がっております。大抵はハイティーンに 1 つの山ができるものなんです、凶悪犯罪については。ところが、日本ではその山もございません。ある社会学者は、実は、これ自体がひょっとすると何かの異常を示しているのではないかと心配するぐらいにないんです。粗暴犯について、最近、顕著に増えておりますのは高齢者です。かつての道徳的であるはずの教育を受けてきた人々の間で顕著に粗暴犯が増えております。

数年前の最高裁の判例で、私は非常に印象的だったのがあるんですが、たしか 70 歳の高齢者が、40 歳か 50 歳のマル暴のチンピラを殴り殺したという事件がございまして、それが正当防衛に当たるかどうかというのが事例になったものがございまして、私、その正当防衛の事例かどうかは、ここで議論してもしょうがないんですが、日本の高齢者のその心技体ともに充実しているさまと申しますか、凶悪犯罪というのは、よほど体がしっかりしておりませんとできませんので、大したものだなというふうに感じた次第です。

若者は、よくも悪くも、どんどんおとなしくなっておりますして、マナーがどうかというようなことは、それはいろいろあるかもしれませんが、少なくとも犯罪に関して言えば、全く問題がないと思います。全く問題がないというのは、ゼロだという意味ではなくて、これ以上減らすことはできないと思います。

それから、マナーについては、大人も子供も、多分 30 年前に、今、我々がタイムマシンで行ったならば、耐えがたいほど悪かったはずです。

○柏女部会長 ありがとうございます。

○網野委員 すみません、本当、一、二分で、オブザーバーとしてですが、いろいろな今の議論の中で、「次代を担う子供達の教育、育成支援」のもう一つのポイントは、子育ての第一義的責任はもう家庭にある。だから、家庭の教育力を向上しようというふうな視点は、まあ、誰もが納得できると思うんですが、それができないというか、あるいは、私はもう社会、機能が変化していると思うんですが、家庭に期待する部分も大事ですし、家庭教育を支援していくのも大事でしょうが、今までのいろんな議論の中で言いますと、いわゆる社会の教育力という視点が多分入ったご発言も随分あったような気がするんですね。だから、家庭とともに社会もという視点の中で、例えばフィンランドのネウボラなども、本当にそういう部分もあるでしょうし、そういう点で、あと、今、ちょうど安念委員がおっしゃいましたけど、どっちかという、反社会性より非社会性の傾向、問題が出ている背景、そういうことも全部含めますと、やっぱり社会の子育て力というか、これもしっかり踏まえたものがもし入ると、よろしいのではないかと。

○柏女部会長 次がございますので、申し訳ありませんが、また、質問もありましたけど、溝口委員、今のご意見で、いわばエビデンスをしっかりとした定義に基づいて議論を進めてほしいという要望として扱わせていただいて、東京都のほうからご回答いただくのは、ちょっとパスさせていただいてよろしいでしょうか。

○溝口委員 恐らく議論は出ない問題だと承知の上で聞いていますので、網野先生がおっしゃったところに総括していただければいいのかなと思っています。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、いただきましたご意見も踏まえて、東京都のほうで、1つ、まとめている時間もございませんので、いただいたご意見を踏まえて、ぜひ計画の策定を進めていただきたいと思います。

それから、漏れていた1点ですけれども、今、政府のほうも進めている放課後子ども総合プラン、これについても、恐らく議論、次回のときに放課後児童クラブの量の確保策があるかと思えますけれども、それとともに、放課後子ども教室と一体化をどうやって進めていくのかというところが議論になってくるかと思えますので、それもあわせて、踏まえた上でご議論をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、3つ目の検討ですけれども、今日、最後の検討事項になりますけれども、「子育てしやすい環境の整備」について議論をしていきたいと思っています。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

資料の説明が少し長くなっておりますので、手短にお願いをしたいと思います。3つあわせて10分程度でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○労働環境課長 私、産業労働局雇用就業部労働環境課長の小林と申します。

私からは、資料8に基づきまして、仕事と家庭生活と両立できる体制の整備ということで、主に企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組について、説明をさせていただきます。

まず、現状でございますけれども、私ども、産業労働局で実施しております男女雇用平等参画状況調査の調査結果の中からピックアップしてお示ししております。まず、1ページ、左のグラフでございますけれども、企業にワーク・ライフ・バランスの取組状況を尋ねたところ、「あまり取り組んでいない」、「全く取り組んでいない」との回答は、企業規模が小さいほど大きくなっておりまして、企業規模による差が見られることとなっております。

また、右側のグラフでございますけれども、企業に両立支援制度の有無を尋ねたところ、「短時間勤務制度」や、「半日・時間単位の有給休暇」といった項目は導入率が高かったのに対しまして、「フレックスタイム制度」でありますとか、「在宅勤務制度」などについては、導入率が低くなっておりまして、企業が導入している両立支援制度にはばらつきが見られる状況となっております。

1枚おめくりいただければと思います。2ページ目の左のグラフでございます。これは従業員調査ということで、従業員の方に対しまして、ワーク・ライフ・バランスを充実するために何が重要かというふうにお尋ねをしたところ、「両立に取り組みやすい雰囲気、風土の醸成」あるいは「企業トップの意識、管理職への理解・周知徹底」といった項目が多くなっております。両立を進めていくためには、取り組みやすい職場の雰囲気づくりでありますとか、企業のトップ、管理職層の意識が非常に重要だというふうなことが見てとれると思っております。

また、右側のグラフでございますけれども、両立支援制度があるとした企業に対しまして、制度の利用状況を尋ねたところ、男性利用者では、「半日・時間単位の有給休暇」、「フレックスタイム」の利用率が高かったものの、「短時間勤務制度」など、ほかの制度は利用率が低い状況となっております。一方で、女性利用者は、制度の利用率が男性に比べて全体的に高目になっておりまして、男女で制度利用の実績に差が見られる状況となっております。

以上のような現状を踏まえ、3点にまとめさせていただいておりますが、仕事と家庭生活の両立に取り組む中小企業への支援を進めていくことと、2番目として、企業における両立支援制度の充実に向けて、多様な勤務形態の導入の促進、3番目としまして、制度の利用促進に向けた職場環境づくりを推進していくといった課題が見えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページに参ります。今申し上げました課題に対しまして、私ども、雇用就業部では、大きく3つの柱で取組を進めております。まず第1に、東京次世代育成企業支援事業ということで、法律に基づく事業主行動計画を作成しております企業に対しまして、都に申請があった企業に対しましては、「とうきょう次世代サポート企業」といたしまして登録をいたしまして、その取組内容をホームページ等で公表しております。

次のいきいき職場推進事業でございますけれども、ワーク・ライフ・バランスに対しまして、すぐれた取組を行っております中小企業を「東京ワークライフバランス認定企業」ということで認定をいたしまして、その取組を広く発信することで、ワーク・ライフ・バランスへの社会機運を高めているものでございます。

認定部門でございますが、この資料は3つの部門になっておりますが、これ、正確には6部門ございまして、長時間労働削減部門など、全部で6部門の認定を行っております。

また、「ワークライフバランスフェスタ東京」というイベントを毎年開催しております、認定企業に対する認定状の授与でありますとか、ワークライフバランスに関する講演等の実施を行っております。

次のワークライフバランス実践支援事業でございますが、これは中小企業における、これからワークライフバランスに取組を行うという企業に対しまして支援を行っているものでございます。人事労務担当者に対する研修会の実施や、専門家の派遣、それから、ワークライフバランスの取組に要する経費の一部助成などの事業を展開しております、中小企業の皆様にご活用いただいているところでございます。

以上、申し上げてきたとおり、私ども、産労局としましては、仕事と家庭生活の両立のために、企業向けにさまざまなご支援をさせていただいておりますけれども、論点に記載させていただいたとおり、特に中小企業で働いていらっしゃる従業員の方々が、仕事と家庭生活の両立をしながら働ける職場環境をいかにつくっていくかといったところで、今後、どのような取組が必要かといった点について、ご意見を頂戴できればと考えております。

なお、次の4ページ目につきましては、参考といたしまして、国の厚生労働省の取組を資料としておつけしております。国の取組としましては、法的な整備や、先ほど少し触れました次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定の義務化でありますとか、各種助成金などを通じました支援などを行っているところでございます。後ほどご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○男女平等参画係長 生活文化局都民生活部男女平等参画課の石井と申します。

資料9に基づきまして、ワーク・ライフ・バランスの推進についてご説明いたします。ワーク・ライフ・バランス普及の取組ということでお話しさせていただきますが、初めに、ワーク・ライフ・バランスに関連する現状ということで、顕著な状況を2つご紹介いたします。1つは、女性の有職者のうち、第一子出産前後に6割以上が離職しているという状況でございます。グラフはちょっと小さくなってしまっていて、申し訳ないのですが、第一子出産前の既婚女性の7割が有職、働いていらっしゃいます。そのうち、第一子出産後にその62%が退職しているというグラフでございます。その中で、育児休業を取得している割合は増えているんですけども、出産前後に継続就業をしている割合はほとんど増えておりません。制度を利用して働き続ける女性が増えたということにはなっていないということがわかります。

一方で、下の表のほうに参りますが、子育て期の夫の家事・育児にかかる時間が、国際的にも見ても少ないという状況でございます。その分、多くの家庭では、妻のほう家事・育児を担っているということになるかと思えます。ワークとライフのバランスというのは、最適なものは個人によって異なるものだと思いますが、この状況を見ますと、男女とも、ワークとライフのバランスが偏っているのではないかと思います。

課題といたしましては、1つは、多角的な取組による意識啓発が必要だということでございます。ワーク・ライフ・バランスにつきまして、都民も、企業も、一定の関心は持っていていらっしゃいますが、行動を起こすまでの意識には至っていないということでございます。一人一人がより豊かな生活をするために、意識して行動することを促す必要があるかと思えます。そのためには、企業への働きかけに加えまして、将来、社会の担い手となる若者、そして、男性、子供が生まれる前のご夫婦に対してなど、多角的な取組が必要と思えます。

また、少子高齢化社会の進展に伴いまして、労働力不足に対応する1つの方策として、

政府が成長戦略に女性の活躍推進を掲げておりますのは、皆さん、ご存じのとおりでございます。

○柏女部会長 申し訳ありませんが、手短に早目にお願いしたいと思います。

○男女平等参画係長 かしこまりました。

では、取組としましては、右側に書かせていただいております。5点について、多角的に取り組んでいくということを考えております。

最後に、論点ですが、ワーク・ライフ・バランスに関しまして、まだイメージ的に、仕事より家庭生活を重視して、企業にとっては貢献度が低い働き方という偏ったイメージがあります。それがワーク・ライフ・バランスの推進を阻む要因の1つになっていると思われれますので、例えば経営トップ層のリーダーシップの発揮ですとか、男性参画に向けた意識醸成が必要と思われれます。

次のページに、内閣府の取組をつけてございますので、参考にご覧ください。

以上です。

○福祉のまちづくり担当課長 すみません、では、引き続きまして、資料 10 をご覧願います。福祉保健局生活福祉部の新内と申します。

子育て世帯の方の外出しやすい取組ということで、いわゆるバリアフリーに関してのご説明でございます。東京都としましては、1番にございますように、福祉のまちづくり推進計画というものを定めております。ちょうど今年度、改定をしましたところで、5カ年を計画期間とした取組を進めております。

考え方ですが、1番の(2)の1つ目の丸にございます、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを進めていくということで、今回、策定をした計画には、都庁の各局で行っている102の事業を位置づけて、外部の委員の方からのご意見なども賜りながら進めて、策定をしました。内容の概要は右側にございます。非常に幅広い取組ですので、5つの柱を定めております。主に、Ⅰ、Ⅱのところはハードということで、公共交通や建築物、道路、公園といったバリアフリーの話、それから、ⅢとⅤに関してはソフト面ということで、情報のバリアフリーや、心のバリアフリー、思いやりといったもののほか、Ⅳには、災害時に配慮の必要な方に対する対応などの施策を位置づけております。

その2枚目のところに、具体的な取組の1つとしまして、赤ちゃん・ふらっとの事業の紹介をしております。授乳、おむつがえのできるスペースを増やして、外出しやすい環境

整備をしていくために、東京都としても認証制度を設けて、直近では先月にはもう約 1,200 カ所の登録をいただいているところで、右下にございますように、情報提供もあわせて周知を図っているところです。

すみません、1 枚目に戻りまして、まちづくりの現状というところでは、ご覧いただいたとおりですが、公共交通、特徴的なところとしまして、駅にエレベータを設置するといった段差解消の取組は、もう整備率が 88%、多機能トイレに関しても 90%を超えているという状況です。ホームドアについては、これからという部分ではございますが、かなり整備は進んでいる。その下にあります車両のバリアフリー化に関しても、ノンステップバスの導入の整備率は約 9 割まで来ております。

一方で、右側のソフト面に関しましては、街中での情報提供、整備されているという回答が 13%にとどまり、その下に、外出時に困っている人を見かけたときの行動として、自ら積極的に手助けをした方が 6 割弱ということで、まだまだこういったところのソフト面の取組というのは求められているというところが、隣の 3 番の今後の課題というところに幾つかある中の例示としまして、思いやり、心のバリアフリーについての課題というものを、今後、取り組む必要があると。また、建物の関係で申しますと、既存の、新たにつくるというよりは、既に今ある建築物のバリアフリー化というのが課題となっているということで、先ほど申し上げた 102 の事業を位置づけまして、都としても計画的な事業の推進に努めているところです。

説明は以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

20 分ほど時間をとることが可能ですので、今、いただきました「子育てしやすい環境の整備」、非常に幅広いテーマ設定ということになりますけれども、今、論点として事務局のほうで示した事項等について、ご意見を賜ればと思います。どなたからでも結構ですが。

○柘澤委員 すみません。まず、これ、企業規模が小さいほどと書いてあるとおり、これは、でも、国がやらなければいけないかとは思いますが、基本的に次世代法が出た最初的时候には 300 人以上ということで、次のときに 101 名からという形にはなったんですが、基本的に言うと、やっぱり日本を支えている部分というのは 100 人以下のところになるかと思えます。そんな形で、ここが解消できない限りは、うまくできないだろうなというところと、あとは、希望的な部分で言うと、今の若い人たちがトップになってくるころには、頭のこの部分のトップの意識というのは変わってくるのかなというふうに思っています。

ただ、それが取り組める企業というのは、かなり限られてくるだろうなど。そういうところから考えると、いかにこの小規模のところを支援できるのかということと、現実的に男女差が見られるという部分で、これが利用しているのが女性ではなく、女性でしか利用せざるを得ないというような形で見ていかないと、なかなかならないのかなというふうに思っています。そんな形で、ぜひ本当に企業規模が小さいところにどういう形で目を向けていけるか、考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。県によっては、51人以上100人までの事業主に行動計画を策定することを義務づける条例をつくっているところもあって、成果を上げておりますけれども、そうしたことも考えていくことは必要なのかなというふうにも思いながら、伺わせていただきました。

ほかはいかがでしょうか。

○入谷委員 待機児童が全国で2万名あるいは4万名とも言われておりますけれども、前回にも申し上げまして、先生方もご案内のように、潜在的待機児童という概念からすれば、85万人にも達するのではないかとと言われております。保育ニーズを満たしつつ、限りある資源を効率的に利用するという観点から考えれば、保育所等の箱物だけの整備だけではなくて、やはり今、ご指摘のワーク・ライフ・バランスの推進を大いに図っていく必要が私はあると思いますし、先日、榊原委員がいらっしゃるから、別に持ち上げるわけではないですが、ことし、平成26年の6月29日の読売の朝刊で、東京大学の吉川先生が寄稿されております。その中で、社会保障に関連の寄稿なんですけど、『子育て支援は、社会保障や保育所の整備だけではない。』ちょっと引用させていただきます。『長時間労働などワーク・ライフ・バランスの改善も必要である。これは企業の責任だ。保育所を夜まで延長するのは働く女性の応援というが、これも、本来、あるべき姿ではない。むしろ、そうしなければならない現状こそ改めるべきなのである。病院など多くの職場で、今なお若い人、とりわけ女性が長時間労働を強いられている。これでは人口減少はとまらない。』

まさに、私は、このご指摘のとおりだと思います。

先ほどの資料説明の中にも、子育て期の夫の家事・育児、これ、恥ずかしいことですが、男性性がかなり女性性に寄りかかっている構図があるのかなと。

「PRESIDENT」という雑誌のオンライン版の中にも、日本の働く女性が世界で一番睡眠時間が少ないという指摘も載っております。先ほどのご説明、子育て期の夫の家事・育

児にかかる時間、国際的に見ても少ない。この表がノルウェー、ドイツ、イギリス、アメリカがありますけれども、同じような国の資料の中で、この裏返しとして、日本の働く女性が一番睡眠時間が足りていないと。これは、やはり女性性だけを家庭に押しやるという、そういうことではなくて、男性性も、女性性も、家族で過ごす時間、地域で過ごす時間がしっかりとれる社会づくり、社会の体制、あるいは、自己実現にかかる時間をしっかりとれる社会の意識改革が、私は大変重要になってくるのかなと思います。最初の説明の中にも、両立に取り組みやすい雰囲気や風土の醸成が必要とする従業員が多い。まさに、社会全体の意識改革が求められている。それがないと、絵に描いたもちに私はなるのかなと。

駒崎委員が、資料の中で、例えば都庁職員の男性育休取得率、あるいは、女性管理職の比率を、いわゆるクオータ制度（割り当て制度）を導入してみてもどうなのかとか、私も、ここまで、日本の場合には、特に数値目標を掲げるのであれば、民間の企業はやっぱりつらいところも、零細事業者はつらいところもあると思いますので、できたら公的部門、いわゆるパブリックセクターから大いに取り組んでいただいてもどうなんでしょうかと。このような会議も、こういう夜にするのではなくて、昼間にやって、職員の方々も残業しないで帰れるような体制づくりを、まず公のセクターから取り組んでみる必要もあるのではないかというふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

○駒崎委員 引用していただき、ありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関してなんですけれども、都下のいろんな企業に対して、あれをやろう、これをやろうというのは、確かに重要です。一方で、やっぱり都庁が変わっていくということもしなくてはいけないというふうに思います。具体的に言うと、都庁職員の男性育休取得率や、女性管理職比率とか、あるいは、都庁職員の方々のワーク・ライフ・バランス満足度等を——これはアンケートでとれますので——きちんと KPI（数値目標）として設定していき、年間、掲示的にきちんと見て、改善しているねとかいうことがわかるようにさせていくというのは非常に重要なのではないかなというふうに思いますし、すぐできることですので、ぜひやってほしいなというふうに思います。

また、これ、オーストラリア等で成功しているんですけれども、調達のときに条件をかませて、女性管理職比率、例えば都庁で何か文房具を買いますよと。文房具を買う、その企業がワーク・ライフ・バランスに配慮しているのか、あるいは、女性管理職比率、一定

満たしているのかということを引きちんと条件に入れていく。そうすると、非常に広い範囲の企業に実質上の影響力というものを与えることができる。そして、その企業たちが、ああ、やっぱりこれは何とかしなきゃと、女性の数で頑張らなきゃと、ワーク・ライフ・バランス頑張らなきゃというふうに、ビジネスにかかわるのでしっかりやろうというふうなことを考え、実行するわけなんですね。これはオーストラリアの例えば IBM 社とか、さまざまな企業はこれを導入して、かなりの経済効果をもたらしたという事例があります。ぜひ都庁、パブリックセクターから、こうしたことに踏み込んでいただけたらなというふうに思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○榊原委員 ありがとうございます。1点、最後にご説明がありました東京都における福祉のまちづくりについてなんですけれども、子供についてもバリアフリーをとということを書いてくださってあるんだと思うんですが、もちろん賛成なんですけど、実は、社会の状況は全く逆に行っているのではないかというのを、常々、特に最近感じています。例えば、今、保育所を猛烈につくろうと、首都圏でもいろいろな自治体が頑張っているけれども、最後の最後で何が壁になるかというところ、住民たちの子供の声が騒音であると、子供の施設が来るのは邪魔であるというところで、実は壁になって、どうしようかと。じゃあ、お庭を地面よりもずっと低くすればいいのか、窓をつくらなければいいのか、給食のにおいが外に漏れないような施設にすればいいのかというような、つまり、子供が迷惑存在に社会の中でなっている。この状況をどう考えるのかというところから、実はもう始めなければ、子供の福祉にたどり着けないというところまで来ているのだなと思います。

これは、実は、日本とか東京に限ったことではなくて、私は数年前にフランスで取材したときに教えられたんですけど、少子化が進む社会では子供に対する免疫が失われていく。その子供に対する免疫を喪失する前に、少子化を改善するということがとても大事なんだとおっしゃっていました。フランスはそれに成功しているわけですけど、日本は高齢化も大変進んでいて、今、人口の2割以上が高齢者、その中で子供が間もなくもう1割を切ろうとしているという状況の中で、高齢者の声は一般住民の声になるけれども、子供の存在というものが異常に迷惑で違和感のある存在になりつつある。ここを挽回するぐらいのことをしないと、福祉のまちづくりにならないのではないかという気がしていま

す。

具体的には、例えば幾つかの国がやっていると聞いていますけれども、子供の声を騒音の対象にしないということを条例などで定めるというのが1つだと思います。ドイツだったと思うんですけれども、例えば騒音の訴訟が起きたときに、騒音の対象とする認定する要件の中から子供の声を除外するというを法律上しているそうです。日本も、もうそれぐらいのことを議論した上でしないと、議論が大事なんですね。そこで議論を、けんけんがくがくした上で議論をしないと、西東京市の子供のための噴水が子供の騒音を招くということだとめられると。ああいう訴訟が平気で起きてしまうということが、これからも続いてしまうのかなというふうに思っています。

もう一つ、ワーク・ライフ・バランスの推進について、私は、駒崎委員の意見に賛成です。東京都は、今、潤沢に税収もおありでしょうし、働く若者についても、子育て世帯の人数についても、お困りになっていないと思いますが、人口減少が猛烈に進んでいくこの日本の中で、一体どこに問題があるんだろうという総チェックが、今、始まっている中で、東京の責任ということに新たに目が向いているということはお気づきになっていると思います。全国から若者を吸い寄せておきながら、産みにくい、育てにくいという環境を放置して、出生率が1.0というふうに世界的にも大変低い都市になっている。これを一体どう考えればいいのかということが、恐らくオールジャパンで議論されるようになっていきます。その前に、もう率先して、東京都だから、こういうこともやるんだというようなことを示していく1つとして、まず都庁でできるのは、まずこういうことではないのかなという気がしまして、私も支持したいなと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほか。

○柴崎委員 今の榊原委員の子供の音が騒音になると。それについて、騒音として認めないような条例をつくっておくほうがいいんじゃないかという、とても深刻なことなんですけれども、でも、これは実際に保育現場で言いますと、つまり、騒音と感じて苦情を言うてくださる方というのは、多くが交流していないんですね、保育園と地域が。つまり、例えばそのいろんな事情があって、やっぱり病気がちで、なかなか外に出られないと、そういう高齢者がやっぱりそばで子供の甲高い声を聞くと、とても騒音に聞こえてくるというような現状があるわけですね。そういった意味で、法律では対応するというのもいいですけど、もう少し施策的に交流を進めながら、そして、近隣にそういう病気で、そういうこ

とで悩んでいらっしゃる方がどのくらいいるかだとか、そういったことも含めて対応を考えていただかないと、やっぱり何というんですか、冷たい地域になってしまうような感じがいたしました。

○柏女部会長 ありがとうございます。福祉のまちづくりの視点からのご指摘をいただいたかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○松田委員 何度もすみません。騒音問題は、世田谷でも本当に困っていることなのですが、交流がないので、迷惑な存在になり、挨拶もしない、子供のための施設なんてということで、しつけが必要になるという悪循環が起きています。私たちもしつけは押しつけと呼んでいるんですけど、そのまま認めてもらえる社会って大事だよなと思うし、そういうことを実感できる循環する社会が本当に必要だなと思っています。

ワーク・ライフ・バランスのところで、本当に東京が取り組んでいただくことが大事と毎回言っているんですけど、千葉と神奈川と埼玉に怒られています。お父さんを帰せと怒られています。ほかの県で取り組んでも意味がないと。本社が東京にあるというところで、本当に東京が取り組んでいただきたいところなんですけど、先ほどまでの地域とか子育てとかといったところと、このワーク・ライフ・バランスが別々になってしまって、企業の取組だったり、法人の取組と言った瞬間に、地域が抜け落ちてしまうので、そこがもうちょっとつながっていくといいなというのを感じます。私たちも、地元で企業さんとかにかかわると、いや、別に、例えば世田谷の人ばかりが来ているわけじゃないからみたいな話になっちゃうんですけど、それぞれの地域がその地域にある企業さんにつながっていくことで、そこで働いている人たちとつながっていくという、何か本当はいるはずなのにみたいなところで、地域にいるお母さん、お父さんと、企業にいるときと、顔が違っちゃうというのが何となく実感であります。なので、広域の東京都でそういったことも取り組んでいただけるといいなというふうに思います。ありがとうございます。

○都賀委員 ありがとうございます。公募委員の都賀と申します。よろしく願いいたします。

こちらの資料 10 の 3 の福祉のまちづくりにおける今後の課題というのを拝見いたしまして、問題事例というのを見て、これは当たり前だと思ったんですけども、これ以外に、私が何年か前に子供をベビーカーに乗せて連れていたときのことをちょっと思い出しました。例えば新宿駅で 10 段上のところに行きたいというときに、確かにバリアフリー

化されていて、ものすごく遠回りすれば、エレベータなどを利用してそこまで行けるんですけども、それで黙ってそこまで遠回りして着くのが大切なのか、それとも、周りの方が温かく手を差し伸べてくれることのほうが大事なのではないか。やっぱり大人に親切にされたというのは子供も見ているものだと思うんですね。ですから、やはり大人が積極的に手助けをしてあげられるような社会になっていくことを私は望んでおります。ありがとうございました。

○柏女部会長 バリアフリー政策の難しいところを突いてくださったかなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

○駒崎委員 先ほどの榊原委員の条例化については、実は私も、現場で子育て支援施設や保育園を営んでいる身としては賛成です。例えば私どもが、東京都の中央区でやらせていただいている子育て支援施設には、去年なんですけど、パイプ椅子を持ってどなり込んできた大人がいました。また、我々がやっている小規模保育所には、主に高齢者の方がかなり、時々、うるさいといってどなり込んできます。もしかしたら、そうした被害が、今はパイプ椅子ぐらいで済んでいるんですけども、これが包丁だったらどうだったろうなということを考えます。本当に子供が刺されてからじゃないと、大人は動かないとするならば、非常に大きな問題なのではないかなというふうに思います。もちろん地域、子供に対する免疫が失われているので、いろんな交流事業をやったらいいでしょう。そうしたお子さんがいらっしやらない方ともコミュニケーションをしたらいいでしょう。しかし、それやることを待ち続けていられるかどうかと。実際、現場ではもっともっと深刻な状況になっています。ですので、並行していただいて、それこそ、議論を始めて、何らか法的な仕組みに組み込んでいただけると、大変ありがたいなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

もうそろそろ時間になりますが、あと5分ぐらいなので、お一人、お二人は可能ですけれども、いかがでしょう。

○小原委員 具体的なことは大分皆さんに言っていただいたので、一言つけ加えというか、先ほどの家庭教育力の向上のところのグラフにちょっと戻っちゃうんですけども、家庭環境が悪くなったと回答した人は50%を超えるとあるんですけど、その下の社会環境が悪くなったと回答した人は80%ぐらいになっているんですね。それで、先ほどのお話をまとめると、

各家庭で改善できないことがやっぱりあって、社会環境ももっと大きなスピードで悪くなっているんで、ぜひ子育てしている家庭の保護者としては、やはりこういった会議では、特に東京都はもうちょっと大きなところの社会環境を変えるという、今みたいな議論のほうを重きを置いて、議論をしていただきたいなというふうに、今、聞いていて思いました。

○柏女部会長 家庭の問題に矮小化しないで、社会環境全体を問い直すということの大切さ、そのとおりだと思います。ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

○榊原委員 何度もすみません。一言、条例の件は、先ほど柴崎先生がおっしゃってくださったように、どうしてそういうふうに、その子供と地域の近隣の人たちが遮断されているのか、そこをどういうふうにくまなくしていけばいいのかという議論を起こすという観点から、ぜひ、誰かを黙らせて条例をつくるというよりは、都議会でぜひ議論を巻き起こしながら、いろんな知恵、工夫を巻き込みながら、いい方向をつくっていくという機会にさせていただけたらなというふうに思って、お聞きしました。

それから、言いそびれていたんですけども、冒頭で溝口委員がおっしゃっていた、その認証保育所を新制度に移行していく際の提案の中で、都民であれば、新制度で給付の資格があると認定された人たちが極力公平にその給付を受けられるような仕組みにしていくべきだと。そこに地域型保育給付と都の単独の補助を上乗せすることで、そういう形が実現できるんだったら、そういうことも考えるべきじゃないかというご提案に私は賛成です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

まだまだご意見あるかと思いますが、この後、本会議のほうが控えておりますので、この辺で議論も区切らせていただきたいと思います。

今日は、多岐にわたるテーマをまさに駆け足で議論をいたしました。手短にお願いしなすといったような形で、いらつかせるような言葉も申し上げさせていただきましたけれども、ご容赦を賜りたいと思います。言い足りなかった点、あるいは、後ほど気がついたことなどがあろうかと思いますが、冒頭申し上げましたように、事務局に随時、メール等でもご意見をお寄せいただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、事務局から、今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、資料 11、今後の検討スケジュール予定というものをご覧ください。皆様には既にご連絡をさしあげているところですが、次回の第 5 回計画策定・推進部会は、「特別な支援を必要とする子供と家庭への支援」をテーマに、9 月 9 日

の18時から開催いたします。また、10月10日の17時から、「量の見込み」と「確保方策」をテーマに、第3回の全体会議と第6回の計画策定・推進部会を合同で開催する予定でございます。委員の皆様におかれましては、ご予定のほどよろしくお願いいたします。それ以降の日程については、別途調整の上、改めてご連絡さしあげます。

本日は、大変貴重なご意見をたくさん、どうもありがとうございました。

この後、休憩時間を挟みまして、18時から全体会議を開催いたします。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今回は、「特別な支援を必要とする子供と家庭への支援」ということですが、私のほうから、1つ確認ですけれども、特別な支援を必要とする子供と家庭というのは、今、社会的養護、虐待もそうですけれども、それから、ひとり親家庭、障害等々、全て含めてということによろしいでしょうか。

○次世代育成支援担当課長 はい。そうでございます。

○柏女部会長 わかりました。それでは、他の分野で全体会の一番最初のときに、これら問題については、他の審議会等で議論をして、そして、その結果ないし経過をお寄せいただいた上で議論をするという形になっていたと思いますので、それぞれの部会というか、審議会等で議論されていることの中間報告でも結構ですので、それを出していただいて、それで意見を伺うという形にさせていただきたいと思います。

なお、今回は資料送付を早目にさせていただいて、そして、一通り目を通すことができる時間を確保していただいた上で、説明を簡潔にさせていただいて、議論の時間をたくさんとりたいというふうに思っておりますので、ぜひその点、事務局のほうでご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、今後の進め方等について、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょうの計画策定・推進部会を終了とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。

午後5時43分閉会